

令和2年5月8日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
保護課
地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症対策におけるホームレス等への
マスク配布・特別定額給付金等の周知等に係るご協力のお願について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関する生活困窮者への支援に関してご協力を賜り感謝申し上げます。

ホームレス等の住居喪失者においては、定まった住居を持たないことを理由に布製マスクの全戸配布や特別定額給付金等の対策が行き届かない場合があるため、下記の対応とさせていただくこととします。

各自治体におきましては、ホームレス等が必要な支援につながるよう、ご協力方よろしく願います。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び保護の実施機関へ周知頂きますようお願いいたします。

記

1 布製マスクの配布について

新型コロナウイルス感染症対策において、マスクの全戸配布を実施しているところですが、全戸配布の対象とならないホームレス等の住居喪失者に対しても感染症拡大防止の観点から、以下のとおり配布を予定しておりますのでご協力方よろしく願います。

配布に当たっては、ホームレス等への巡回相談時に合わせて実施していただくことや住居喪失者などの生活困窮者が相談窓口を訪れた際に配布いただくことを想定しておりますが、別途配布に要した経費につきましては、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の対象となります。なお、巡回相談におきまして

は、マスクの配布等に合わせ、健康相談や医療機関への受診勧奨などについても、必要に応じ対応いただきますようお願いいたします。

配布先及び配布数については、ホームレスが確認された自治体に対して別途配布リストを送付しますので、各都道府県におかれては、管内の該当する市町村（指定都市及び中核市を除く。）へ周知頂きますようお願い致します。

2 特別定額給付金等の支援制度に関する周知について

（1）ホームレス等への特別定額給付金等に関する周知について

特別定額給付金に関する周知の協力依頼については、4月28日付け事務連絡「ホームレス等への特別定額給付金の周知について（協力依頼）」において、各自治体の特別定額給付金担当課室との連携した周知について協力依頼したところですが、今般の新型コロナウイルス感染症対策で実施している「住居確保給付金」や「緊急小口資金・総合支援資金（生活費）」など各種支援制度についても、ホームレス等の生活困窮者の状況に応じて周知にご協力頂きますようお願いいたします。

周知に当たっては、巡回相談等にあわせて実施いただくほか、福祉事務所や生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の手に取りやすい場所へリーフレットを設置すること等を通じて住居喪失者が窓口相談に来所した際等にお渡しいただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、特別定額給付金等の支給に当たっては、住民登録を要する場合がありますため、制度の概要のほか、必要に応じて利用要件等についても紹介いただきますようお願いいたします。

（2）親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて

親族からの暴力等を理由とした避難事例における特別定額給付金の取扱いについては、総務省より「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」（令和2年5月1日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）が発出されているところですが、福祉事務所において該当する者を把握している場合には、必要に応じて申し出について助言等いただくようお願いいたします。

3 自立相談支援機関等の相談窓口間の連携について

生活困窮者に対する包括的な支援の実施については、3月3日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」において、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、自立相談支援機関につながっていない生活困窮者を把握した場合の自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講じること等についてお示したところで

今般、住民登録がない方が各市町村の窓口に住民登録の手続きに来られた際に住民登録の窓口で、必要に応じて生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金や緊急小口資金のリーフレット等を案内していただくことについて、総務省から各自治体の住民登録担当課室へ周知することを予定しているため、住民登録窓口から相談者がつながれた際には、住民登録の担当部局ともあらかじめ連携して、寄り添った支援を進めていただくようお願いいたします。

以上